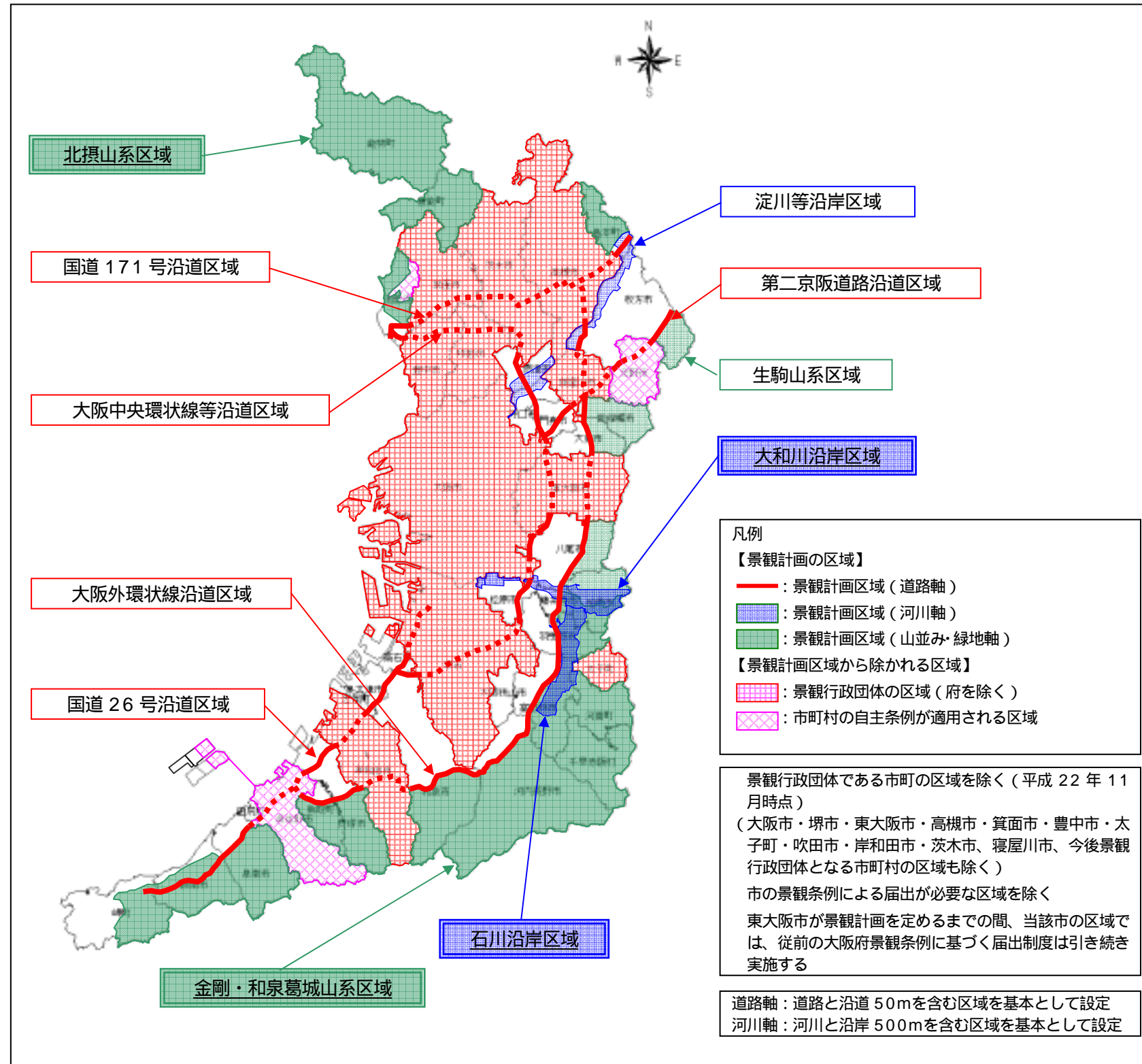


大阪府景観計画の変更の概要

本府では、平成 20 年度に大阪府景観計画を作成しました。その後、よりよい景観づくりを推進するため、4つの景観計画の区域を追加した大阪府景観計画を作成しました。変更内容については以下のとおりです。

- 「景観計画の区域」に、河川軸の大和川沿岸区域、石川沿岸区域と山並み・緑地軸の北摂山系区域、金剛・和泉葛城山系区域の4区域を景観計画の区域に追加しました。
- 「景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」に、大和川沿岸区域、石川沿岸区域、北摂山系区域、金剛・和泉葛城山系区域の4区域を追加し、その他、淀川等沿岸区域、生駒山系区域に具体的な方針等を追記しました。(変更・追加箇所については下線表記してあります。)

景観計画の区域



景観計画区域における良好な景観の形成のための方針

景観形成の目標：以下のことを目標に景観形成を推進します。

- 国道 171 号沿道区域では
 『北摂の緑の山並みなどの自然と、都市景観が調和した秩序ある景観をつくりだす』
- 大阪外環状線沿道区域では
 『大阪の背景を成している生駒山系、金剛山系、和泉葛城山系の裾野を走り、大阪の骨格となる自然、歴史を結ぶ中において、自然環境などに配慮した景観をつくりだす』
- 中央環状線等沿道区域では
 『都市の営みのなかに緑の豊かさが織り込まれた、連続性が感じられる景観をつくりだす』
- 第二京阪道路沿道区域では
 『生駒山系の裾野を走り、「淀川のみどり」と「生駒山系のみどり」の間に新たな「みどりの軸」を形成し、京都と大阪の地域と歴史・文化を結ぶ中において、自然と都市景観が調和した景観をつくりだす』
- 国道 26 号沿道区域では
 『泉州地域の生活と産業を支えるシンボル軸において環境に配慮し、秩序のある景観をつくりだす』
- 淀川等沿岸区域では
 『自然のうおいが感じられる、豊かな水と緑がつくる淀川の広大なオープンスペースと、それに映える、美しいまちなみや山なみが織りなす雄大な景観を守り、育てる』
- 大和川沿岸区域では
 『自然のうおいが感じられる、水と緑がつくる大和川のオープンスペースと、それに映える丘陵部などの美しいまちなみと遙かな山並みが織りなす広がりのある景観を守り、育てる』
- 石川沿岸区域では
 『自然のうおいが感じられる、水と緑がつくる石川と、石川から見上げる美しいまちなみや田園風景と山並みが一体となった景観を守り、育てる』
- 生駒山系区域では
 『山並みの豊かなみどりを保全・育成するとともに、背景となる山並みと山麓部のまちなみが織りなす調和のとれた雄大な景観を守り、育てる』
- 北摂山系区域では
 『山並みの豊かなみどりを保全・育成するとともに、背景となる山並みと大規模開発が進む山腹斜面のまちなみと山麓部の奥行きのあるまちなみとが織りなす調和のとれた雄大な景観を守り、育てる
 また、山間部の山並みと一体となった田園風景を守り、育てる』
- 金剛・和泉葛城山系区域では
 『山並みの豊かなみどりを保全・育成するとともに、背景となる山並みと山麓部のまちなみが織りなす調和のとれた雄大な景観を守り、育てる』

従来の景観計画区域と同様に、次の規制がかかります。

良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

行為の制限に関する事項の概要

屋上附帯物
高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならぬような工夫をする。

屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならぬような工夫をする。

色彩
外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしなさい。

外壁
長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。

意匠
周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としなさい。

工作物の景観指導基準については以下の基準となっています。

工作物の外観
色彩 基調となる色彩は、著しく派手なものとしなさい。
壁面 長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。
意匠 周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としなさい。

外壁附帯物
ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならぬような工夫をする。

屋外階段は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならぬような工夫をする。

エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならぬような工夫をする。


屋外附帯物
駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは掘と一体化するなどにより、見苦しくならぬような工夫をする。

敷地内の緑化
道路に面する敷地には、緑を適切に配置する。

緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。

敷地内の緑化
道路に面する敷地には、緑を適切に配置する。

緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。



色彩基準

計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。
外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑などの存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

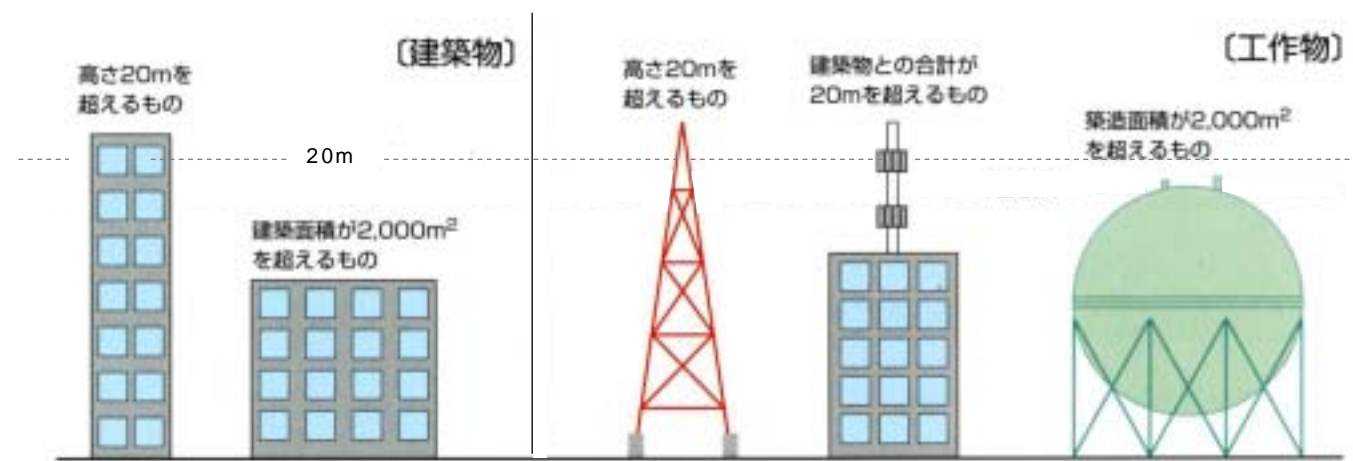
色彩基準（外壁基本色）
R（赤）、Y R（橙）系の色相の場合、彩度6以下
Y（黄）系の色相の場合、彩度4以下
その他の色相の場合、彩度2以下

ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- ・外壁各面で1/3以下の面積でサブカラーとして使用する場合
サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。
- ・外壁各面で1/20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合
アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して1/3以下とすること。
- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

届出の対象となる行為等（行為に着手する30日前までに、届出をしていただく必要があります。）

		届出の対象となる行為	届出の対象となる規模
1	建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが20mを超えるもの 又は 建築面積が2,000㎡を超えるもの
2	工作物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが20mを超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等 高さが20m又は築造面積が2,000㎡を超える擁壁、垣、さく、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシュプラント、自動車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物



景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

景観重要建造物および景観重要樹木の指定の方針

- 次に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められる建造物および樹木を対象に、所有者の意見を聴いた上で指定します。
- ・歴史的又は文化的に価値が高いと認められた建造物および樹木
 - ・地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている建造物および樹木
 - ・地域に広く親しまれている建造物および樹木（適正に管理されているもの）

屋外広告物の掲出等に関する事項

景観計画の区域においても具体的な基準については、屋外広告物条例に委ねることにしています。
各区域の屋外広告物の規制内容については、大阪府屋外広告物条例をご覧ください。

景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

周辺の景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、市町村が景観農業振興地域整備計画を策定する場合には、景観計画に定めた景観計画区域内における良好な景観の形成に関する方針に基づき策定するよう、調整を図ることとします。